

ID: 661

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	公民館の事業・行為の停止命令		
法令名 根拠条項	社会教育法 第40条第1項		
法令番号	昭和24年法律第207号		
<p>【基準】</p> <p>法第23条及び第40条第1項の規定による。 (公民館の運営方針)</p> <p>第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ その他営利事業を援助すること。</p> <p>(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支 持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団 を支援してはならない。 (公民館の事業又は行為の停止)</p> <p>第40条 公民館が第23条の規定に違反する行為を行ったときは、市町村の設置する公民館に あつては当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)、法人の設置 する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることが できる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日